

藤沢市教育委員会 11月定例会会議録

日 時 2013年(平成25年)11月21日(木)
午後3時
場 所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第21号 市議会定例会提出議案(平成25年度藤沢市一般会計補正予算(第6号))に同意することについて
 - (2) 議案第22号 市議会定例会提出議案(指定管理者の指定)に同意することについて
 - (3) 議案第23号 滝の沢中学校の通学区域の一部変更について
 - (4) 議案第24号 教育財産の用途廃止について
 - (5) 議案第25号 公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (6) 議案第26号 藤沢市指定重要文化財の指定について
- 5 その他
 - (1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について
 - (2) 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について
 - (3) 湘洋中学校津波対策検討結果と教育委員会としての今後の進め方について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育部参事	杉 山 哲 己	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育部参事	高 石 佳 久 子	教育部参事	吉 住 潤
教育部参事	神 尾 友 美	学校施設課長	高 橋 幹 弘
教育総務課主幹	新 田 昌 幸	生涯学習総務課主幹	斎 藤 隆 久
教育指導課主幹	小 木 曾 貴 洋	生涯学習総務課主幹	織 部 朋 子
学務保健課主幹	中 村 大	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
学校給食課主幹	須 田 朗	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あ を い
教育総務課課長補佐	佐々木 知 枝 子	生涯学習総務課課長補佐	中 島 淳 一
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊	スポーツ推進課課長補佐	牧 野 行 雄
教育指導課指導主事	川 邊 尚 子	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
教育指導課指導主事	窪 島 義 浩		
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

阪井委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4 番・関野委員、5 番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・関野委員、5 番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

阪井委員長 特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 議事に入ります前に、議案第 21 号市議会定例会提出議案(平成 25 年度藤沢市一般会計補正予算(第 6 号))に同意することについて、議案第 22 号市議会定例会提出議案(指定管理者の指定)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 ご異議がないようですので、議案第 21 号、第 22 号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 これより議事に入ります。

議案第 23 号滝の沢中学校の通学区域の一部変更についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉住教育部参事 議案第 23 号滝の沢中学校の通学区域の一部変更についてご説明いたします。(位置図参照)斜線箇所が今回、通学区域の変更を提案している区域です。小学校は石川小学校、中学校は秋葉台中学校の通学区域となっております。当該区域については、先般、8 月にこの区域の自治会の石川丸石自治会と青空自治会の両自治会より要望書が教育委員会に提出されました。内容としては、石川小学校の卒業生の大部分が滝の沢中学校に入学

しているとともに、秋葉台中学校に入学する児童の出身小学校は、大多数が秋葉台小学校であり、石川小学校の卒業生は少数となっております。このため、当該区域において滝の沢中学校にも通学できるように変更してほしいとの要望がございました。現在の状況としては、ここ数年、石川小学校の卒業生が入学する中学校において、滝の沢中学校と秋葉台中学校の割合は約9対1でございます。また、秋葉台中学校に入学する出身小学校の秋葉台小学校と石川小学校の割合は、ほぼ同様の約9対1という状況となっております。

従来、学区を変更する場合は地域の自治会、町内会、また保護者からの意見・要望等については学校の収容能力、地域の実態を踏まえて総合的に判断しております。滝の沢中学校におきましては、生徒数の推計では今後減少傾向で推移していくものと見込まれ、教室においても余裕がある状況にあります。また、昨今、いじめや不登校といった現代社会の教育諸課題が報道されている中、中学校入学に不安を抱えている児童、保護者が少なくないということを申し出ております。以上のことから総合的に検討した結果、当該区域を滝の沢中学校にも通学できるよう慣例学区への変更を提案するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

藤沢市に慣例学区を導入している地域はありますか。

中村学務保健課主幹 慣例学区については小学校が10カ所、中学校が11カ所ございます。

阪井委員長 他にありますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第23号滝の沢中学校の通学区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 次に、議案第24号教育財産の用途廃止についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

高橋学校施設課長 議案第24号教育財産の用途廃止についてご説明いたします。藤沢市立善行小学校は、住宅都市整備公団が善行団地の開発に伴い、用地を確保し、昭和41年4月に創立された学校です。今回、用途廃止する用地については、公団が善行団地の開発に伴いまして、歩道として整備を行ったものですが、その用地が学校用地の中に含まれております。現況としては一

般公道として既に利用されているとともに、バス停などがあるという状況から道路管理課との間で移管に向けての協議を進めてまいりました。このたび、移管のための事務が完了したことから教育財産の用途廃止をするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 24 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 教育財産から公衆用道路として整備するということですが、具体的な道路整備の予定があれば教えてください。

高橋学校施設課長 現状は既に歩道としての形態整備がなされておりますけれども、今後、老朽化に伴い修繕等をしていく中で整備を行っていくということですので、日常管理の整備を行っていくということです。

阪井委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第 24 号教育財産の用途廃止については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 次に、議案第 25 号公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

永井生涯学習部長 議案第 25 号公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。今回、この議案を提出したのは、公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、社会教育法第 30 条及び藤沢市公民館条例第 4 条第 6 項の規定により、補欠の委員を委嘱するためです。

公民館運営審議会については、社会教育法の規定に基づき設置されており、館長の諮問に応じ公民館における各種事業の企画・実施について調査・審議する機関であります。審議会の委員につきましては、藤沢市公民館条例第 4 条の規定により、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者のうちから委嘱するもので、委員の定数は 20 名以内で、今回、委嘱する委員候補者については、欠員となりました委員と同じ地区から推薦された社会教育関係者で、任期は前任者の残任期間とするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 25 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第 25 号公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 次に、議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

永井生涯学習部長 議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定について、ご説明いたします。今回、この議案を提出したのは、藤沢市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、本市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの 3 件について、新たに藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図るためです。

 なお、今回の 3 件については、各物件の所有者などからの申請に基づき、本年 9 月 9 日に本市文化財保護委員会に諮問し、指定にふさわしいとの答申を受けたところです。

 指定物件は 2 種類の 3 点です。(資料参照) 1 点目は「江の島大絵図」で、縮尺 300 分の 1 の彩色された江の島全体の絵図で、大きさは横 305 センチメートル、縦 246 センチメートルです。本物件は、幕末期の江の島の景観や町割り、建造物などを知ることができる貴重な歴史資料です。

 2 点目と 3 点目は、「小笠原東陽筆祭礼のぼり旗」で、本市の学童教育に貢献し、吉田茂元内閣総理大臣をはじめ、各界に多くの人材を輩出した「耕余塾」を主催・運営した小笠原東陽が、1885 年(明治 18 年)に揮毫(きごう)したものです。本物件は、東陽自筆のものとして藤沢市の近・現代史の一側面を伝える重要な実物資料となっております。そのほか詳細については資料に記載のとおりです。

 それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 26 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 所有者の申請により重要文化財に指定するということですが、具体的にどのような方法で保護を図るのですか。

加藤郷土歴史課主幹 指定文化財については、藤沢市の重要文化財の保存管理奨励交付金の制度により、年間些少ですが、管理・保存のための交付金を交付して、日ごろの管理に使っていただくことになります。

阪井委員長 他にありませんか。

 ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 その他に入ります。

(1)学校生活についてのアンケート調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課主幹 本年度 9 月に実施した学校生活についてのアンケート調査の結果について、ご報告いたします。(議案書参照)

1 調査の概要

(1) 調査目的 本アンケート調査は、各学校においては、学校や学級における児童生徒の実態を把握し、指導に生かすこと、教育委員会においては藤沢市全体の傾向を把握して、今後のいじめ防止対策等の施策に反映することをねらいとして、昨年度よりすべての児童生徒を対象に実施したものです。

(2) 実施日は、平成 25 年 9 月 2 日から 20 日、(3) 調査対象は、市立小・中学校の全児童生徒です。回答者数は、小学生が 22,558 人、中学生が 10,212 人です。(4) 調査内容は、設問 1 から設問 4 は「学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒の把握」、設問 5 は「自己の行動の見直し」、設問 6 から設問 8 は「周囲の児童生徒の意識」の 3 つの観点を柱に調査しております。

2 調査結果の分析の観点

本アンケート調査結果を分析するにあたり、(1) 学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒の割合、(2) 昨年度の学年における割合と現在の学年における割合の経年比較、(3) 嫌な思いをしている児童生徒と嫌な思いをさせた児童生徒の比較、以上 3 点の観点を設けております。

3 調査の結果と分析

今年度の全体的な傾向がつかめるよう、小学 1 年生から中学 3 年生までの 9 学年で「はい」と答えた児童生徒の割合を棒グラフで示しております。グラフの見方ですが、左の値が昨年度、右の値が今年度の結果を示しております。右側の表は、同一の児童生徒の昨年度と今年度の経年比較を表しており、学年が 1 つ上がったことによる変化を示しております。調査結果と分析結果は、17 ページから 27 ページに数値として載せております。

4 全体の考察

(1) 設問 1 の「嫌なことをされたことがある」児童生徒の減少については、全体的に見ると、昨年度の調査に比べ、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ・無視」等、「嫌なことをされたことがある」児童生徒は減少し

ております。これは各学校において昨年度のアンケート結果を分析し、児童会・生徒会活動や個別面談、授業の工夫、いじめ防止プログラムなど様々な取り組みを行う中で、教員が児童生徒をより丁寧に観察し、いじめの未然防止や早期発見に努めたこと、学校や家庭がいじめ問題についての様々な取り組みを行うことで、児童生徒自身もいじめ問題と向き合い、いじめに対する意識が向上してきたこと等の成果であるにとらえております。

(2) 年齢による変化については、「嫌なことをしたことがある」児童生徒は、「嫌なことをされたことがある」児童生徒の割合を全学年で下回っております。特に、小学校低学年において低い傾向があります。これは小学校低学年の発達段階として、相手に嫌な思いをさせているという意識がないなど、自分の行動を客観視できないことによるものと考えられることから、小学校低学年においては、より一層丁寧な支援が必要となっておりま

(3) 課題については、ア パソコン、携帯電話等による嫌がらせは、今回の調査からパソコン、携帯電話、スマートフォン等による嫌がらせを受けたり、したり、見たり聞いたりした児童生徒が、中学生になると多くなることがわかりました。これは、携帯電話やスマートフォンを中学1年生で買い与えることが非常に多いことと関係しています。ソーシャルネットワークサービスを使ったトラブルが増えていることが原因と考えております。そのほか、注意すべき点として、金銭にかかわる嫌がらせが「された」り「見た聞いた」児童生徒が「した」児童生徒より多いことです。金銭の問題やインターネット・携帯電話の問題は、深刻化する危険性が高いので、学校では発見次第、素早く適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を取ることが重要であると考えております。

イ 小学2年生における事案の増加では、経年比較において学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒については、小学2年生が増加し、それ以外の学年につきましては、ほぼ減少しております。

ウ 児童生徒の意識では、周囲で嫌やなことをされている場面を見たとき、多くの児童生徒が何かをしなければならぬと考えております。一方、「自分がやられるのでは」という恐怖心から「何もしない」、「関わらないようにする」と答えている児童生徒も一定程度おりました。学校は、傍観者の存在を意識して支援していくことを心がける必要があります。

5 今後に向けて

(1) 考察から見えた課題への対応 ア 携帯電話やインターネットによるいじめの問題については、教育委員会は、情報モラル教育のあり方を検証し、各学校へ資料の提供を行います。

イ 低学年の指導については、教育委員会は指導の具体例を紹介したり、指導主事による学校訪問や経験者研修の中で、児童の特性について教員の理解を深めたりするよう指導いたします。

ウ 児童生徒の意識の向上では、教育委員会は、現在取り組んでいるいじめの未然防止の取り組みを検証し、各学校へ取り組み内容を発信してまいります。

(2) 教育委員会の今年度中の取り組みでは、ア 藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定について、今年度中を目途に策定し、その後、それに基づいて、各学校で学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

イ 藤沢市いじめ問題対策協議会検討会の設置については、検討会を11月から1月に開催し、協議会の運営と（仮称）いじめ防止条例の必要性などについて検討を進めます。また、平成26年度に（仮称）藤沢市いじめ問題対策協議会を設置する予定です。

ウ いじめ対策マニュアルの整備については、今年度中に改訂し、全教職員に配付いたします。

エ 「Stop いじめ！ 中学生の集い in ふじさわ」の開催については、平成25年12月14日に、市内の公立中学校の生徒会役員が一堂に会し、自校の取り組みと情報の共有を図るとともに、生徒自身によるいじめ防止への意識を高める集いを開催いたします。

オ いじめ防止リーフレットの改訂については、小学校新入学児童保護者向けリーフレット「いじめ?! 感じよう受け止めよう」の改訂を行い、平成26年4月に配付いたします。

カ 教員に対する研修については、いじめへの対応についての研修、情報モラル教育の研修を今年度中に開催いたします。

(3) 来年度に向けた取り組み

ア アンケートの実施については、今年度と同様に2回行ってまいります。実施方法については、今回一部の学校において家に持ち帰り、封筒に入れて回収する方法を試行しました。1月の調査でも同様に試行するとともに、その検証結果を踏まえて実施方法を検討します。

イ スクールカウンセラーの配置は、いじめ問題の発見や早期の相談が可能となるよう、充実を図ります。

ウ いじめ相談ホットライン・いじめ相談メールについては、利用者の視点に立ち、相談しやすい状況となるよう検討します。

エ いじめ防止プログラムの提供については、指導時間を短縮した「いじめ防止プログラム」を含めて、より多くの学校で実施できるようにします。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 「いじめ相談ホットライン・いじめ相談メールについては、利用者の視点に立ち、相談しやすい状況となるよう検討する」との説明がありましたが、具体的にはどのようなことを検討されているのかお聞かせください。

小木曾教育指導課主幹 いじめ相談メールについては、利用者が使うメールの場面のページに行くまでに、クリックを何回もしなければいけないという状況がありました。その改善ということで、市のホームページのトップページの右下に「いじめ相談メール」というアイコンをつくっていただきまして、そこをクリックするとワンクリックでそのページに飛ぶということで対応ができるようになりました。そのような改善はもう既にしてありますので、使いやすくなっているのではないかと考えております。

いじめ相談ホットラインについては、今のところ対応できる時間が5時までということなので、長い時間できるような対応を考えてまいりたいと考えております。

井上委員 利用者が使いやすいような形で管理をしていただきたいと思います。

赤見委員 いじめの防止は根本的には自分がされたら嫌なことを他人にはしないということの教育を家庭、学校、地域で子どもたちに教えることが大事と考えます。その中で児童生徒の身近にいる先生方のケアが、防止として重要だと思います。全体的に昨年よりもいろいろな事象が減っていることは先生方のご努力だと思って感謝しておりますが、1つに気になったのは、「なぐられたり、けられたりしていた」の項目で小学校低学年が多いですけれども、それは恐らく遊びの延長の中で他の子を押し倒したり、ぶついたり、たたいたりということが多いのかなと私なりに思っているのですが、そのような中でけがをしたような場合の先生方の指導はどのようにされているのか、お聞かせください。

窪島教育指導課指導主事 子どもたちへの指導では、特に小学校低学年の子どもたちについては、物ごとの善悪、どのくらいまでだったら相手が痛くないのかといったことがわからないことも多々あると思いますので、そういった心の面でのケアをしなければいけないであろうと考えておりますし、実際にケアを行っております。また、各家庭に対しても子どもたちの発達段階に応じて、どのようなことが起こっていたのか、そのときにどのような対応をしたのかということの一つひとつ報告するようにということで、学校も対応しております。

阪井委員長 パソコンや携帯電話で悪口を言われた、書き込まれたというのが著しく増加しているように見受けられますが、その対策として資料を作成し、保

護者や生徒に配付する、講演会などを行い情報モラルの向上を図るとありますが、具体的に決定していることがあればお知らせください。

窪島教育指導課指導主事 具体的に決定していることは今の段階ではございませんが、学校に対していじめ担当者会とか、情報教育の担当者会で講師を招いての具体的な指導を行ってほしいとか、また、具体的な講師の紹介等をしていきたいと考えております。

吉田教育部長 インターネット等のいじめについて、現在、学校では外部講師等呼びまして、生徒、PTAの保護者、教職員も含めて実際にどんな形でいじめが行われているのか、そして気安く書いた事柄がどのように子どもたちをきずつけてしまうのか、そういったことについての講座を各学校、学年で行っているところがございます。しかしながら、機器の発達やソフトの発達が早いので、なかなかそれに追いついていかない部分があるということで、実際、新しい「LINE」を使ったいじめとかいろいろな形のことを具体的に示して注意を促すといったことについて、新しい講師や機関を紹介したり、そういった意味での取り組みを今後進めてまいりたいと考えております。

阪井委員長 対応されていることについては心強く思いましたが、電子の情報というのは拡散するスピードの早さと拡散する規模も大きなものがあるかと思えます。安易な気持ちでやったことが長年にわたり子どもの心をきずつける事案が他市にあったということを知ったことがありますので、ぜひとも対応を急ぎ、モラルの向上教育をしていただきたいと思えます。

阪井委員長 他にありませんか。
ないようですので、了承することといたします。

×××

阪井委員長 次に、(2)平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課主幹 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について報告いたします。(資料参照)

1 調査の概要と目的

本調査は平成25年4月に、平成21年度以来4年ぶりに全小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査として実施されました。この調査は、これまでの教育活動や教育施策の成果と課題等を把握・検証し、今後の教育活動に生かすために行われるものです。なお、国の調査実施要領でうたわれているとおり、本調査で測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることも踏まえて、調査結果を報告するものです。

2 実施状況

(1) 調査実施日、(2) 実施項目、(3) 実施校数、(4) 実施人数は記載のとおりです。

3 市全体の平均正答率一覧表

(1) は、藤沢市立小学校の平均正答率です。本市の小学校の平均正答率は算数Aを除き、神奈川県、全国の公立小学校の平均正答率に比べて、やや下回っております。(2) は、藤沢市立中学校の平均正答率です。本市の中学校の平均正答率は、国語A・B、数学A・Bとも神奈川県、全国の公立中学校の平均正答率に比べてやや上回っております。なお、文部科学省の所轄機関で本調査の研究・分析を行っている国立教育政策研究所の報告書によると、平均正答率のプラス・マイナス5%の範囲内について、大きな差はないと標記されていることから、藤沢市の状況は全国平均と同程度と考えております。

4 教科に関する調査結果の市の概要、課題等の分析、指導改善のポイント

それぞれの教科について、「ア 市の概要」と「イ 傾向・課題等の分析・指導改善のポイント」を示しております。「イ 傾向・課題等の分析・指導改善のポイント」については、学習指導要領の領域別に主なポイントを記載しております。また、下線の箇所は、特に本市の課題と考えられることと、その指導改善のポイントです。

(1) 小学校・国語では、領域別の課題は、「2 書くこと」において、目的や意図に応じ、必要な内容を適切に引用したり、複数の内容を関連付けたりしながら、自分の考えを書くこと等があります。一つひとつの事実に対する自分の考えを持ち、編集の目的や意図に応じた自分の考えの中心を明確にしながら、一定の条件にあわせて書くことができるよう指導することが大切であると考えております。

(2) 小学校・算数、(3) 中学校・国語、(4) 中学校・数学についても、下線のと通りの課題がありました。

5 児童・生徒質問紙調査に関する調査結果

児童生徒質問紙調査は、小学校・中学校、それぞれ80から83項目があり、そのうち「朝食を毎日食べていますか」などの共通項目の質問が62項目あります。本市においてはその質問内容を整理して9つの柱にまとめ、それぞれについて特徴的なことを記載しております。質問項目については、資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは主なもの2点を報告いたします。1の「基本的生活習慣」については、ほとんどの児童生徒が朝食を食べており、毎日ほぼ同じ時刻に起

床しております。2の「自尊意識」については、約90%の児童と約75%の生徒が将来の夢や目標を持っており、前向きに生活を送っている様子が見えられます。また、多くの児童生徒がものごとを最後までやり遂げたときの達成感を体験しており、自分にはよいところがあると感じている児童生徒は約70%おります。

6 今後の教育活動に向けて

本市の学習状況と児童生徒質問紙の課題をあわせて、今後、学校が教育活動に向けて、どのような取り組みが必要かについて、3つの柱にまとめたものです。1の学校教育全般では、今回の調査結果から国語においては、基礎的・基本的な知識・技能の定着が不十分であることと、その知識・技能を日常生活の中で適切に使うことに課題があることが分かりました。また、考えや伝えたい事柄を明確にして書くことにも課題が見られました。算数・数学においては、計算など基礎的・基本的な知識・技能については理解が見られましたが、事象を論理的に考えたり、数学的な表現を用いて説明したりすることに課題が見られました。今後も基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、習得した知識や技能を活用して、主体的に課題を追究したり解決したりする力を育むことが必要です。この観点から、国語科を中心として、各教科等の指導の中で言語活動の充実を図り、児童生徒が多面的多角的な視点を持って考え、表現していく場を意図的に設定し、各教科の学びを充実させていくことが大切であると考えております。

7 今後の取り組み

教育委員会は、今年度の藤沢市の調査結果及びその結果の分析について、各学校に情報提供するとともに、市教育委員会のホームページにおいて公開してまいります。各学校におきましては、調査結果の分析、検証結果を踏まえ、指導計画等に反映させ、課題に応じた学習指導を適切に行うなど、授業改善に役立てるとともに、その状況を保護者に伝え、家庭と連携しながら学習習慣の確立や生活習慣の改善に向けた取り組みへとつなげてまいります。また、教育委員会としては今年度の調査結果を踏まえ、各学校が教育課程や指導方法の工夫と改善を行っていくことができるよう教育施策の充実を図るとともに、経験者研修や指導主事の学校訪問において指導をしてまいります。

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員長

確かな学力の定着と生きるための力というのは大事なことです。中学校から高校に上がる生徒もいますが、卒業後に社会に出る、中学が最終学歴であるという生徒がいることを勘案すると、確かな学力の定着は必要不可

欠なことであると思います。

井上委員

全国平均と神奈川県の前平均と比べて5%の差であれば特に問題がないということですが、中学校については藤沢市は平均値より高く、小学生は少し下回っているという説明でしたけれども、小学校では低い、中学校では若干高いということは、どのような理由があるのでしょうか。また、小学生が低いことに対する教育委員会として何らかの対応を考えていますか。

高石教育部参事

小学校が低く、中学校は高いという現象は藤沢市の特異の現象と全国的にも言われております。都市部に近いために小学校から中学校受検をするお子さんがいる中で、中学校に行くとき学習に意欲を燃やすというようなところがあります。それは中学校における進路を含めた生徒の学習習慣の確立がかなり整っているのではないかと、それから全国的に言っても授業規律がしっかりしている学校が多いという結果が出ていますので、落ち着いて授業を受けているところがあると考えております。小学校の方はどちらかというところ、全国学力・学習状況調査は、日ごろテストをあまり受けていないお子さんにとっては問題数が非常に多く、最後までやり切るのがなかなか大変なところもあって、正答率を見ても後ろの方になると、そこまでたどりつけていないというところもありました。ただ、定着を図る、例えば漢字の書きを学校で何回もやるというようなところについては、多少不足しているかなというところはあります。市内でも様々な状況がありますので、この結果だけ見てどうこうということではないのですが、子どもたちは算数も国語も好きで頑張ろうという気持ちはかなりの子どもたちは持っています。それが次の段階の学習意欲につながっていくというところ、小学校の方にももう少し基礎的なところも力を入れてやるよという指導を今後していきたいと思っています。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

阪井委員長

次に、(3) 湘洋中学校津波対策検討結果と教育委員会としての今後の進め方について、事務局の説明を求めます。

高橋学校施設課長

湘洋中学校津波対策検討結果と教育委員会としての今後の進め方について、ご報告いたします。(資料参照)

これまでの経緯です。藤沢市立湘洋中学校については、湘南海岸から至近距離にあり、神奈川県発表の慶長型地震を想定した津波浸水予測区域内に位置していますが、校舎棟は傾斜屋根で屋上がなく、改修による屋上設置も構造上困難な状況となっております。さらに、第一種低層住居専用地

域及び風致地区内に位置しており、近隣に中高層建築物もないことから、同校生徒・教職員はもとより近隣住民等を含めた津波避難対策が求められているところです。このことから湘洋中学校における生徒・教職員等の安全を確保するための避難対策を早急に構築する必要があるため、緊急対策として昨年12月補正予算を議会でご承認いただき、業務委託により湘洋中学校津波対策基本構想策定について検討を行ってまいりました。その後、本市の「津波対策を総合的に推進する取り組み」におけるケーススタディ等も踏まえてまとめられた検討結果及び教育委員会としての今後の進め方についてご報告するものです。

I 基本構想の検討内容及びその結果について

1 検討にあたっての与条件では、想定津波高さについては、最大津波高さを慶長型地震の10.7m、到達時間を南関東地震第1波到達時間を10分といたしました。学校施設状況と生徒・教職員数については資料に記載のとおりです。

2 検討内容

具体的な検討内容の1点目は、既存校舎での避難対応についてです。津波浸水深を2mと想定すると、その結果から津波最大到達高さとしては6mとの算定結果を得ております。このことから既存校舎3階床面の高さが地表面から8.1mありますことから、既存校舎3階への避難対応が可能であることが確認されました。

2点目は、生徒・教職員の避難路の検証を行っております。辻堂小学校を避難場所として4つのルートを検証しておりますが、いずれのルートにおきましても課題があるという報告を受けております。詳細は資料をご確認ください。

3点目は、最大避難収容人数の想定を行っております。想定結果は、生徒・教職員1,000名、近隣住民750名、浜見保育園・よつば児童クラブ230名、国道利用者880名の計2,860名としております。

4点目は、避難施設の検討を行っております。既存校舎への避難については、3階部分への避難対応が可能との説明をしましたが、図面の赤色部分のエリアですが、避難可能箇所の収容人数は2,225名となります。このことから避難人数の想定2,860名に対し、校舎3階への避難収容可能人数としては2,225名であることから、635名程度収容できる新たな津波避難施設の整備が必要と考えており、面積としては390㎡程度となっております。

次に、新規避難施設の設置個所の検討結果としては、4案が提案されております。ケース1からケース3については、津波避難タワーです。場所

は図面に記載のとおりです。ケース4については、現在のプールを室内プール化して屋上を避難施設として利用する案です。

3 検討課題

新たな避難施設設置にあたっての検討課題については、資料に掲げておりますが、特に既存校舎については、昇降口が校舎中央部1ヵ所だけであるということから屋外からの避難通路の確保を図るため、既存校舎3階へ接続する非常用屋外階段の設置について提案されております。以上が検討結果です。

II 本市教育委員会としての今後の進め方

本市教育委員会としての今後の進め方としては、今回の湘洋中学校津波対策基本構想検討結果を踏まえ、早急に生徒・教職員の安全確保を図るべく、津波対応施設の整備を図る必要があると考えております。このことから、まず、既存校舎3階へ接続する非常用屋外階段につきまして、12月市議会において実施設計委託に係る債務負担行為の設定を補正予算として上程を予定しております。また、新たな津波避難対策につきましては、防災危機管理室をはじめとする関係各課に報告するとともに、学校、地域住民を含めた新たな避難対策として整合を図りつつ早急に対策を進めてまいりたいと考えております。

阪井委員長 事務局の説明が終わりましたが、ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員長 特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 以上で、本日予定いたしました、公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

赤見委員 去る10月18日（金）に、平成25年度市町村教育委員会第1ブロック研究協議会が、名古屋市のルブラ大山で開催されまして、私は2日目の第1分科会を聴講してまいりました。題名は「持続発展教育（ESD）の取組について」ですけれども、2つの都市の実際の活動が紹介されました。1例目は、加賀百万石の歴史都市で、金箔などで有名な人口46万人の金沢市で、社会活動や伝統等が永続的に受け継がれるような人材を育成する取り組みが紹介されました。特に1953年にユネスコが国際理解のための教育を推進する目的で始めたユネスコスクールへの参加を進めており、平成21年度から始めて現在では市立小学校59校のうち41校、市立中学校24校のうち6校が加盟して、気仙沼市など他地域への交流事業を行っている

ようです。

2例目は、徳川家康の生まれた人口約38万人の岡崎市で、岡崎の心の醸成を目指し、岡崎市出身の徳川家康、本多光太郎などの偉人の功績と生き様を道徳や社会科等各教科の教材に取り入れていることなどが紹介されました。

阪井委員長

そのほかに報告のある方はいらっしゃいますか。

阪井委員長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。12月18日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

阪井委員長

それでは、次回の定例会は、12月18日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時03分 休憩